

一 般 質 問

令和2年3月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	5番 峯尾 進	里都まちなかい魅力創生プロジェクトの今後は
2	6番 井上 泰弘	環境基本計画の成果と進捗状況は
3	8番 加藤 久美	未来につなぐ環境づくりを問う
4	3番 多田 勲	国民健康保険の適正化に向けた取り組みは
5	7番 尾尻 孝和	(1) 公共施設長寿命化計画から生かすことは (2) 久所バイオガス発電事業の対応は
6	12番 原 憲三	障がい者駐車場増設と高齢者駐車場の新設を
7	10番 森 丈嘉	(1) 本町での ICT 環境整備に対する取り組みは (2) 砂利採取跡地の総合的な整備計画は
8	1番 石渡 正次	町民を支える町道を

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 里都まちなかい魅力創生プロジェクトの今後は	5番 峯尾 進
<p>本町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進するため、里都まちなかい魅力創生プロジェクトを進めてきた。第六次中井町総合計画とも整合性を持ち、人口減少克服と地方創生を実現するためとしている。重点施策と位置付けられ、拠点形成のハコモノづくりから、地域ブランドづくり、スポーツコミュニティ形成促進、シティプロモーションと多岐にわたる。魅力創生プロジェクトに継続的に取り組むことで町の活性化につなげたいが、一定期間が経過して、見えてきた課題と今後の方向性を示し、町民の理解と協力を確たるものにするべきと考え、次の質問をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、創生プロジェクトでの町民に対し認知度向上の取り組みと実績報告は。</li> <li>2、交流人口増加による定住人口の推移は。</li> <li>3、若年世代の転入促進の成果と課題点は。</li> <li>4、情報発信と宣伝活動は十分であったか。</li> <li>5、里都まちブランド品の強化と課題は。</li> <li>6、里都まちらしいスポーツモデルの創出は。</li> <li>7、高齢化社会にターゲットを絞った施策の展開と考察は。</li> <li>8、シビックプライドの確立をどのように目指すのか。</li> </ol>	
【町長答】	
<p>町では人口減少を前提とし、その中で地域の活力を維持し、将来的に地域の活力を維持・発展させるために、中井町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略により、人口ビジョンにおける目標人口を確保するための取り組みを推進しているところです。</p> <p>1点目につきましては、中井町総合戦略は年2回程度、町民と外部有識者で構成される「なかい戦略みらい会議」を開催し、事業の取組状況や目標の達成状況などについて報告し、外部の意見も取り入れながら、事業の改善を図っております。総合戦略に掲げる事業の中でも、特に優先的に進めるべきリーディングプロジェクトとして、ブランド、スポーツ、プロモーション、里都まち交流拠点整備事業の4つを位置付け、それらの取り組みを中心に町民等に広く情報発信を行うため、平成28年度から年2回「魅力創生ニュース」を全戸配布するなどし、事業内容の周知に努めてまいりました。事業の認知度向上に関しては、町の広報紙やSNS、公共施設や民間施設でのPR、町内外のイベント時にブースを出展してのPRなどにより、取り組んでおり、今後も、当町の地方創生事業について、様々な手法を用いて情報発信を行い、認知度向上を図ってまいります。</p> <p>2点目につきましては、総合戦略策定当時、15万人であった交流人口を令和2年度までに20万人にする目標を立てております。交流人口の推移に関しましては、新規イベントの創出などにより、平成29年度に約18万人、平成30年度には目標の20万人を超えております。一方で、当町の人口については、毎年減少しており、減少スピードを緩やかにするまでには至っておりません。交流人口の増加だけではなく、その他の施策の成果・効果による相乗効果があって、定住人口を確保できるものと考えますが、国も次期総合戦略より「関係人口」という新たな地域との関係性を主張しており、交流でとどまらない人口の創出も検討していきたいと思っております。</p> <p>3点目につきましては、当町は、進学・就職に伴った若年層の転出や、子育て世代の転出が多く、その課題に対し、保育料・給食費助成事業や三世帯同居等推進事業補助金により、子育て世代の経済的負担を軽減し、「里都まちなかいネウボラ」を設置して、子育てに関する切れ目ない支援を行うことで、子育てに関する不安解消を図ってまいりました。また、メインターゲットを子育て世代にした町のプロモーション動画と冊子などを作製し、町内外に町の魅力を発信することで、町外へは認知度向上からの転入促進を図り、町内へは当町への愛着の醸成からの転出抑制を図ってまいりました。中井町人口ビジョンで目標に掲げている「5～14歳」「20～39歳女性」の人口については、目標値よりも減少している状況ですが、必ずしもすぐに成果がでるものではなく、これまでの取り組みを改善し若年世代の転入促進に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>4点目につきましては、町ホームページ、SNS、町広報紙での情報発信を行ってまいりました。また、町内外のイベント時にPRブースを出展し、町の取り組みや魅力を直接伝えてまいりました。加えて、中井中央公園に整備した里都まち交流拠点は、町の情報発信拠点でもあり、町のイベントや観光地などのチラシやパンフレットを配布、なかい里都まちCAFÉのホームページやフェイスブック等でも、町の情報を発信するなどして、民間団体の情報発信力も活用してきました。しかしながら、第六次中井町総合計画後期基本計画の策定に係るまちづくりアンケートやまちづくりミーティングの結果を見ると、地方創生事業を含めた町の施策の認知度は、十分とは言えない状況でした。今後も、より効果的な情報発信についても、調査・研究を行い、様々な手法を用いて認知度向上を図ってまいります。</p> <p>5点目につきましては、里都まちブランドは今年度新たに3品目を追加し、現在、当初の目標としていた10品目を超える12品目を認証しております。ブランド品強化につきましては、認証を受けた事業者を中心に専門家による研修を実施すると共に、店舗への売り込みなど販路拡大に向けた取り組みにも努めております。</p> <p>里都まちブランドを活用したイベント情報の発信にも実施してまいりましたが、まだ認知度が低いというご意見も頂いており、里都まち交流拠点での販売や、フェスティバルやマルシェなどをはじめとしたイベントでのPRなどにおいても、引き続き認知度向上に向けた工夫をしてまいりたいと存じます。</p> <p>6点目につきましては、これまで、本町の特質である豊かな自然や里山の風景の中、スポーツを推進し、地域の活性化を図ってまいりました。</p> <p>具体的には、「キッズサイクルフェスティバル」や「ファミリースポーツデイ」などのイベントの実施、また、</p>	

ノルディックウォークやテニスなどの教室等の開催などにより、町内だけではなく、町外からも多数の方にご参加いただきました。

今後も、引き続き、スポーツ部会とも協議し、里山等の地域資源を活用した魅力あるイベントの実施や教室等も開催していきたいと考えております。

7点目につきましては、現行の総合戦略は、高齢化社会への対策を目的とした施策ではありませんが、「未病を改善する」取り組みや、ノルディックウォークなど気軽にスポーツを楽しむことで、健康増進を図る取り組みを進めてまいりました。

今後、ますます高齢化が進行する中で、高齢者が生き生きと生活でき、誰もが主役になれるまちづくりを追及してまいりたいと考えております。

8点目につきましては、「中井町シティプロモーション戦略指針」に基づき、庁内や地域が一体感のあるブランドイメージのもと、連携しながらプロモーション活動を展開しているところです。シティプロモーションの目的は、中井町をこれから先もずっと発展させていくために、町の良いところを見つけ、それを町民や町外の方に知ってもらい、町民が町に対して誇りや愛着（シビックプライド）を持って中井町を魅力ある住みよい町にしていくことです。そのためには、総合戦略等に掲げる事業と一体的に行うことにより、町が行っている様々な取り組みを理解していただくことで、町民や町外の方が中井町の魅力を推奨していただけるように、各課の行っている事業をアクションプラン化しているところです。今後は、各取り組みについて効果検証を図りながら、シビックプライドの醸成に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

**【問】 2 環境基本計画の成果と進捗状況は**

6番 井上 泰弘

地球温暖化の原因は人間の活動に起因する温室効果ガスの増加です。世界各地で、地球温暖化の影響と考えられる様々な事象が報告されています。我が国でも、過去にない台風や大雨の被害、気温の上昇等が報告されています。

そのような中、町では環境基本計画を平成21年度から平成30年度までの10年間の計画期間として実施してまいりました。

社会経済活動や生活様式の変化による地球温暖化の進行、PM2.5による大気汚染、マイクロプラスチックによる海洋汚染等、新たな取り組みが必要となり、令和元年度から令和10年度までの10年間の計画期間とし改訂され、社会状況の変化や進捗状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととしております。

そこで、改定後1年を経過することから、旧計画実施による成果と新計画の進捗状況について伺います。

- 1、旧環境基本計画での成果は。
- 2、改定後の環境基本計画の1年間の取り組みと推進状況は。
- 3、今後、特に推進すべき課題は。

**【町長答】**

本町では、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、中井町環境基本条例に基づき、平成21年3月に環境基本計画を定め、目標の達成に向けた施策の実施、点検評価による事業の見直しなどを行ってまいりましたが、策定から10年が経過したことから前計画の実施状況や環境施策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成31年3月に新たな環境基本計画を策定し、各種施策に取り組んでいるところです。

1点目についてですが、旧環境基本計画では基本目標を「中井町から地球への思いやり～地球に私ができること～」とし、自然環境、生活環境、循環型社会、環境教育・学習の4つの枠組みでの望ましい環境像を設定し、実現のための各種施策を実施してきました。河川水質環境の改善や公害苦情件数の減少などの成果が見られた一方、ごみ排出量の増加などの課題等も明らかになったことから、新たな環境基本計画の策定に当たって施策の整理、取り組みの見直しなどの対応を行いました。

2点目についてですが、新たな環境基本計画では、基本目標を「一人ひとりが主役となり 未来へ繋ぐ環境づくり ～今 私たちにできること～」とし、地球温暖化対策の推進、循環型社会の実現、自然環境の保全、生活環境の保全、環境教育・学習の推進の5つの枠組みでの望ましい環境像の実現に向け、本年度も太陽光発電システム設置補助事業や松本・雑色・鴨沢地区水源の森林づくり森林整備事業等各種施策について取り組みを進めているところです。今後、環境基本計画推進委員会、環境審議会での点検評価を通じて進捗状況を報告させていただきます。

3点目についてですが、環境基本計画に基づく、すべての施策を着実に進めるためには、行政・町民・事業者が環境保全の取り組みに理解と連携、協力することが大変重要であり、基本的な枠組みの下で各主体が連携した取り組みを進めることにより各施策の実効性を高めることができると考えます。

環境を取りまく状況は今後さらに複雑化することが予想されますが、行政・町民・事業者が、ともに環境について学び、考え、行動し、積極的に環境保全に取り組む環境づくりを進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

## 【問】3 未来につなぐ環境づくりを問う

8番 加藤 久美

私たちの暮らす中井町は緑に囲まれ、農地・山林・水源と豊かな自然環境に恵まれています。それは、この地に暮らしてきた先人から継承したものであり、より良い形で次世代へ残していくことは、ここに住み営みをする多くの人たちの責務であると「中井町環境基本計画」に示されています。環境基本計画策定後、10年が経過した間に多くの自然災害が発生し、人々が生活する上で自然環境を維持することの重要性が明確となりました。より良い環境を未来につなぐため、町は基本目標を定め、平成31年さらなる環境基本計画を策定しました。計画の柱である中井町環境基本条例では第4条に町（行政）の責務、第5条に町民の責務、第6条に事業者の責務があり、その連携・協力により目標達成するとしています。現在の私たちと将来の町民の健康を保護し、長く住み続けることができる生活環境を保全することを目的に、環境基本計画に沿って、いくつかの質問をいたします。

- 1、町の環境問題への取り組み状況と今後は。
- 2、中井町地球温暖化対策推進事業の進捗は。
- 3、循環型社会に向けてごみ対策と現状は。
- 4、生活環境の保全へさらなる強化を。
- 5、環境配慮指針の行動計画の実践と連携は。
- 6、中井町環境基本条例の実効性は。

## 【町長答】

本町では、町、町民及び事業者が一体となって環境の保全及び創造に努めることにより、現に有する美しい環境を損なうことなく、人と自然が共に生きる、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能なまち中井を実現するため、平成18年に環境基本条例を制定し、総合的かつ計画的に環境行政を推進しているところであります。

1点目についてですが、環境基本条例の目的や基本理念に沿った具体的な施策を計画的に推進するため、平成31年3月にSDGsの理念や考え方を取り入れた新たな環境基本計画を策定し、町としての方向性を明確にした素晴らしい環境像の実現に向けた取り組みを進めているところであります。

今後も計画の実効性を確保するための進行管理を行い、必要に応じて施策の内容などの見直しを行ってまいります。

2点目についてですが、温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを行う各主体が一丸となって低炭素社会を実現するための共通の指針となる、中井町地球温暖化対策実行計画を平成29年10月に策定し、温暖化を抑制する緩和策である太陽光発電システムの導入促進や町の事務事業に関する温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいるところであります。

3点目についてですが、ごみの減量化は大きな課題であり、地球温暖化対策の面からもごみの減量化を推進していくことが必要なことから、食品ロス対策や生ごみ処理機等を活用した減量化を進めているところであります。しかしながら、近年、企業活動による事業系可燃ごみの増加が見られることから、事業系ごみの排出量の削減が課題となっています。

4点目についてですが、下水道整備区域での接続率向上や下水道整備区域外での合併処理浄化槽の普及についての取り組みを強化しているところであります。また、クリーンタウン運動や花いっぱい運動の支援により町民の環境意識の高揚を図るとともに、清潔で快適なまちづくりを推進してまいります。

5点目についてですが、環境基本計画では町民、事業者、行政が日常生活や通常の事業活動においてすぐに行える行動を整理した環境配慮指針と行動の具体的取り組みを示し、実践を呼びかけています。町ホームページへの掲載のほか、企業連絡会での案内や庁内会議を通して町職員への周知などを図り、各主体が連携しながら取り組みを進めているところであります。

6点目についてですが、環境基本条例は基本理念や関係者の責務などの規定が中心となっていますので、具体的な施策の策定が検討され、当該施策への連結がなくては、現状の需要に対する対応が進展するものではありません。環境基本条例第7条では、施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画である環境基本計画を定めることとしており、当該計画に掲げる施策を毎年度、PDCAサイクルに基づいて進行管理を行い、実効性を確保してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

## 【問】4 国民健康保険の適正化に向けた取り組みは

3番 多田 勲

近年、国民健康保険制度は加入者の年齢構成や医療費水準、所得水準などの特徴により、財政運営が不安定になるリスクや財政赤字を抱える市町村が存在するなどの構造的な課題が生じてきました。一方で国保の被保険者は保険税の支払能力に限界のある高齢者や低所得者の占める割合が多く、収入あたりの保険料負担は協会けんぽ、組合健保と比べかなりの割高になっており、被保険者の重い負担になっています。持続可能で公平公正な国民健康保険制度にするためには、現行制度の標準保険料率算出における、構造的な応能割・応益割の見直しや改善等抜本的な対策を早急にすべきであり、また併せて年々高騰する医療費を圧縮・抑制する取り組みも同時に行い、健全な国民健康保険制度の適正化を図る必要があると考えます。まちの適正化に向けた取り組み状況と課題や問題について伺います。

- 1、18歳以下の第三子以降の均等割減免を見直し、対象を全子どもに拡大する考えは。
- 2、不公平感や不均衡感がある資産割を減免、廃止する考えは。
- 3、滞納者の収納率向上を図る取り組みは。
- 4、健康維持への取り組みや適時適切な診療のあり方等医療費抑制のための施策は。
- 5、第二期データヘルス計画の実施状況と検証や課題は。

## 【町長答】

国民健康保険を取り巻く環境は、被保険者の減少、低所得被保険者の増加等により、保険税収入は減少する見込みである一方、加入者の高齢化、医療技術の高度化等により一人当たりの医療費が伸びており、厳しい財政運営が続いております。

1点目の質問についてお答えいたします。この減免制度は、町の子育て支援施策の一環として、国民健康保険に加入する多子世帯の保険料負担の軽減を図るため、今年度より実施したもので、県内市町村では初めての取り組みとなっています。この減免制度については町及び国民健康保険運営協議会で十分に検討したうえで、今年度より実施したばかりであることから、事業内容の変更は現在のところ考えておりません。

2点目についてですが、国民健康保険税の算定基準には応能割と応益割があり、応能割には所有する資産による負担を求める資産割があります。この資産割については平成30年度に国民健康保険運営協議会で国民健康保険税率の改正について議論したなかで、そのあり方についても検討がなされ、平成30年度では、税率改正による激変を緩和することでも、資産割を半分引き下げることとし、令和3年度に実施する次回税率見直し時には、資産割を廃止する方向で検討することとしています。

3点目についてですが、国民健康保険税は国民健康保険事業を実施するうえで重要な財源であることから、口座振替やコンビニ納付など納付しやすい環境づくりに努めているところです。また、滞納による不公平を解消するためにも従前より滞納者対策にも鋭意取り組んでいるところです。

保険税が納期限を過ぎても納付されない場合は、督促状の発送、戸別訪問徴収等を実施するほか、滞納者の方と納付相談を実施し、生活状況等を確認したうえで分割納付の対応をするなどして納付のお願いをしております。しかしながら、再三の催告等を行っても納付がない、連絡もない等の場合には、預金差押等の滞納処分を実施するなど、収納率向上を図る取り組みを行っております。

4点目についてですが、医療費増加につながる生活習慣病の重症化や寝たきりの予防には日頃からの健康管理が大切であることから、国民健康保険事業では40歳から74歳までの国保加入者を対象に特定健康診査を実施し、その結果により特定保健指導の対象となる方には、保健師や管理栄養士等による支援を実施するとともに、35歳以上の国保加入者の人間ドック受診費用に対する助成を実施するなど、被保険者の健康の維持増進を支援する取り組みを行っております。また、後発医薬品差額通知書の発送により、ジェネリック医薬品の利用促進を図るなどして、医療費の抑制に努めているところであり、来年度からは、AIを活用した効果的な受診勧奨を行う未受診者対策事業等も実施する予定としているところです。

5点目についてですが、データヘルス計画は厚生労働省において平成26年3月に改正された「国民健康保険に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、被保険者の健康・医療データを活用し、効率的・効果的な保健事業を実施するために策定した計画です。第二期のデータヘルス計画の計画期間は、平成30年度から令和5年度の6年間となっており、計画策定後3年目となる令和2年度に中間評価を実施することとしており、実施してきた保健事業について検証する予定となっています。

事業計画の中には、特定健康診査受診率や特定保健指導実施率の向上事業のように、受診率等が伸び悩んでいるなど、まだまだ課題が多い事業もありますが、今後とも計画的に各施策の推進に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

## 【問】5(1) 公共施設長寿命化計画から生かすことは

7番 尾尻 孝和

2018年9月に補正予算計上され、同年11月に委託契約された中井町公共施設長寿命化計画が、今年1月のパブリックコメントを経て3月に策定されます。

1、この計画策定にあたって、34の対象施設をあげ、「原則として長寿命化をはかる」としつつも「政策的な判断により長寿命化をしない」施設もあるとしています。それはどの施設で、そのような判断をされた理由はどのようなものでしょうか。

2、計画の過半を占める教育系施設について、「原則、長寿命化」とし、それに基づく計画となっています。しかしながら、長寿命化計画（学校編）では「学校施設は、原則として現在の規模・配置を維持します」としつつも、方針の3つの基本事項の1つに「学校統合の検討」を掲げています。「学校統合の検討」を掲げたその理由は。

3、長寿命化計画をこれからの町政運営にどのように生かすつもりか。長寿命化計画に対応した今後40年間の財政推計の作成・公表は。

4、詳しいデータを公にし、これからの町政運営への町民の理解を深め、町民の知恵を集める手立てが必要では。

## 【町長答】

公共施設長寿命化計画は、本町が今後も保有していく公共施設について、その機能や性能を良好に保ち、長期にわたって町民等が安全に利用できること、修繕・更新コストの平準化等を図ることを目的に、施設の維持保全の方向性についての実施内容、時期、費用等の具体的な個別施設のアクションプランとして、現在、策定を行っております。

1点目についてですが、施設の保全方法の決定、長寿命化改修対象施設とするか否かについては、長寿命化改修の費用対効果、建物の劣化度や用途、加えて譲渡、廃止等の見込み、これらにより判断を行うこととしました。

ご質問にあります政策判断とは、長寿命化改修の費用対効果、建物の劣化度や用途の基準では長寿命化改修対象施設となるが、譲渡、廃止等の見込みにより長寿命化改修を行わない施設を指すものと理解し、ご回答させていただきます。

これに該当する施設は、町営住宅と地域集会施設の井ノ口上会館及び井ノ口下会館の3施設となります。町営住宅については、入居者に快適な生活環境を提供するためには、施設の構造や間取り等を勘案すると多額の費用を投入して長寿命化改修を行うことにより現在の施設を長期に維持していくのではなく、民間賃貸住宅の借上げによる民設公営型の町営住宅の提供又は家賃補助事業の実施とする計画といたしました。地域集会施設の井ノ口上会館、井ノ口下会館については、施設の設置目的及び利用実態を踏まえ、地域等への譲渡又は施設廃止といたしましたのが、その理由です。

2点目についてですが、平成27年5月の中井町総合教育会議において、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて協議いたしました。その協議のなかで、学校の統合について私と教育委員会とで意見交換を行っており、学校統合について関係者の意向を調査する目安としての学校規模は、複式学級となる学校規模であることを合意しております。

公共施設長寿命化計画において推計した児童・生徒数及び学級数では、複式学級となる学校規模を前提とした場合、計画期間内では学校統合が必要な状況ではないと想定しています。しかしながら、少子化の更なる進行や社会経済情勢の変化により、学校の統合を含め、最適な学校教育のあり方を検討していくことが必要であると認識しておりますので、学校施設の適正規模・適正配置を検討する際の基本事項に、学校統合の検討を掲げさせていただきます。

3点目については、長寿命化計画の町政運営への反映については、長寿命化計画に定めるロードマップを基本に、公共施設を保全・管理していくことが冒頭に申し上げた長寿命化計画の策定目的を達成することになります。長寿命化計画の策定に伴う施設の維持管理や劣化状況の把握に加え、施設の利活用の状況や社会経済情勢の変化により求められる施設機能のあり方等もしっかり調査・把握し、検討を行った上で、総合計画後期基本計画実施計画へ反映させたいと考えており、これにより町政運営に確実に生かしてまいります。

また、長寿命化計画に対応した今後40年間の財政推計についてですが、財源的な裏付けをもって、公共施設の保全・管理に取り組んでいく必要性は十分に認識をしておりますが、40年の間には世界や我が国の社会経済情勢の変化に対応して、税や社会保障等の諸制度が現行制度から大きく変わっていくであろうことが想定されます。そのため、現行制度をベースとしたあまりに長期の財政推計は推計自体の信頼性の確保が非常に困難であると考えております。また、長寿命化計画は、計画期間を40年間としています。社会情勢の変化等の状況に応じて、10年を期間とする長寿命化計画のロードマップの設定を行うこととしております。

これらのことから、長寿命化計画を反映させる総合計画後期基本計画実施計画により、5か年間で推計期間とした財政推計を行ってまいります。

4点目についてですが、長寿命化計画には、個々の施設の劣化度評価結果及びロードマップ、施設類型別にライフサイクルコスト及びその算定条件を掲載しております。

長寿命化計画の策定後、その全文を町ホームページに掲載し、公表してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

<b>【問】 5 (2) 久所バイオガス発電事業の対応は</b>	<b>7番 尾尻 孝和</b>
<p>久所地内で計画されているバイオガス発電事業に、住民の不安が広がっています。</p> <p>1、住民の不安をどのように受けとめ、認識されているか。</p> <p>2、事業開始へ今後必要となる許可は神奈川県が4つ、中井町が1つです。県と町との協議も含め、中井町は「書類が整った事業申請されれば認可する」という立場か、それとも、「住民の理解と合意を前提として対応」か。</p>	
<b>【町長答】</b>	
<p>当該事業は、久所地内の工業専用地域に食品残渣を原料としてメタン発酵によりガスを生成し、当該ガスによる発電を行う事業とのことで、事業者から計画概要の説明を受けております。</p> <p>1点目についてですが、現在、事業者の方で住民の理解を得るための説明会などを開催していますが、地域住民から不安の声が上がっていることは承知をしているところです。住民の皆さんの不安や懸念を払拭できるよう詳細かつ丁寧な説明等について、事業者に対して要請してまいります。</p> <p>2点目についてですが、事業者に対し、住民の皆さんに理解と合意をしていただくために説明会を要請しているところであり、住民の理解と合意を前提として対応しております。</p>	

<b>【問】 6 障がい者駐車場増設と高齢者駐車場の新設を</b>	<b>12番 原 憲三</b>
<p>本町の公共施設において、障がい者用の駐車場が時折、不足の状況にある。この状況を打開するには駐車場を増設するしかありません。</p> <p>役場・農村環境改善センター、2つの公共施設が隣り合っていますが、障がい者用駐車場は2台分しかありません。こんなに少ないところは、残念ですが中井町くらいだと思います。</p> <p>また、障がい者用駐車場には、障がい者とは思えない方が利用されることも見受けられます。</p> <p>本町は、現在およそ3人に1人が高齢者となっています。障がい者・高齢者が安心して公共施設を利用できるよう、そこで伺います。</p> <p>1、役場・農村環境改善センターに障がい者駐車場の増設を求め伺います。</p> <p>2、高齢者もみじマーク駐車場の設置を求め伺います。</p> <p>3、町内公共施設、学校、こども園等に障がい者・高齢者駐車場を設けることについて伺います。</p>	
<b>【町長答】</b>	
<p>役場や保健福祉センターなど不特定多数の方が利用される公共施設の駐車場は、車いすを利用される方など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な方を含めたすべての方が円滑に利用できるように整備する必要があると認識しております。</p> <p>障がい者、高齢者が安心して公共施設を利用できるための駐車場の整備に関する3点のご質問に一括して回答させていただきます。</p> <p>多数の方が利用される公共施設等の駐車場については、平成18年に制定されたバリアフリー新法、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により、車いす使用者用駐車施設、いわゆる障がい者用駐車場の設置が義務付けされており、その設置必要台数についても、駐車場の規模により基準が設けられております。</p> <p>本町の公共施設の駐車場は、現在でもバリアフリー新法で定める設置基準に適合した障がい者用駐車場を設置している状況ではありますが、自動車は障がい者の方の重要な移動手段であり、利用しやすい駐車場の整備は社会参加の促進にも寄与すると認識しておりますので、駐車場の区画線表示等の整備を実施する際に、スペースの確保や適切な案内表示を行った上で、障がい者用駐車場を増設したいと考えています。</p> <p>また、障がい者用駐車場を必要としている方が、より利用しやすい環境をつくるため、わかりやすい看板の設置等の適正利用に向けた対策を講ずるとともに、高齢者や妊産婦など歩行に配慮が必要な方が優先的に利用できる駐車区画について設置してまいります。</p>	

<p><b>【問】 7（1）本町での ICT 環境整備に対する取り組みは</b></p>	<p>10番 森 丈嘉</p>
<p>昨年12月13日に閣議決定された令和元年度補正予算案において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれた。</p> <p>この補正予算は、地方財政措置で講じた「3クラスに1クラス分」というICT環境整備にすでに取り組んできた自治体、またこれから着実に整備に取り組もうとする自治体を対象にしている。令和5年度までに、小・中全学年で1人1台のコンピューターを実現するため1台4.5万円を、また、令和2年度までにすべての小・中学校に校内ネットワークを完備するための費用の2分の1を補助する、とされている。</p> <p>文部科学省からの「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」という報告書にこのような文がある。「もはや学校のICT環境は、その導入が学習に効果的であるかどうかを議論する段階ではなく、鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものとなっていることを強く認識する必要がある」と。</p> <p>学校・教育委員会・町長・関係者一丸となって、ICT環境の実現に取り組まなければならないのは必至であります。本町での今の課題と今後の取り組みについて伺います。</p>	
<p><b>【町長答】</b></p>	
<p>人工知能（AI）やビッグデータの活用など技術革新が急速に進み、これからの Society（ソサイエティ）5.0 時代を生きる子どもたちに必要な情報活用能力を育成していくためには、学校におけるICT環境の整備は急務と認識しています。</p>	
<p><b>【教育長答】</b></p>	
<p>本町では、これまでグローバル化の進展等による社会の変化を見据え、ICT機器の活用による効果的な学習を実施するために、大型テレビや教育用パソコン等のICT機器を導入し、また、効果的な授業方法の検討や校務の効率化のために校務支援システムの整備を進めてまいりました。本町の教育用パソコンの整備状況については、現在、児童・生徒数に対して約5人に1台という環境となっていますが、学習環境の充実を図るため、令和3年度から3人に1台配備に向けた計画を策定し準備を進めているところです。</p> <p>そのような状況の中、今回の国のGIGAスクール構想の公表を、本町では、こうした整備状況を改善し、小・中学校のICT環境整備を加速化させる契機と捉えており、積極的に国の補助を活用し、ICT機器を活用した授業の充実を図りたいと考えています。学校ICT環境整備の進め方については、ハードでは、高速大容量のネットワークと1人1台端末の整備を、ソフトでは、学習支援ソフトの充実やデジタルコンテンツの活用を、指導体制では、ICT支援員を配置したサポート体制の強化により、令和5年度までにハード・ソフト・指導体制の3つを一体としたICT環境を整備していきたいと考えています。</p> <p>これから導入する端末の機器選定や新しい学びに対応する教員の研修、さらには、次期端末更新時に要する財源等の課題はありますが、令和の時代における学習活動に必要な学校ICT環境整備を優先的に進め、未来を担う児童・生徒一人ひとりにふさわしい教育を推進していきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。</p>	
<p><b>【問】 7（2）砂利採取跡地の総合的な整備計画は</b></p>	<p>10番 森 丈嘉</p>
<p>これまで、大久保・中村下地区の砂利採取跡地利用について様々議論がなされてきた。緑の協定により山林は山林に、農地は農地に還元すべきは仕方のないことであろう。</p> <p>しかしながら、砂利採取を始める前の状態にすべてを還元するという考えでよいのだろうか。地権者に返された農地は荒廃し有害鳥獣の棲み処となる。採取業者が仮に設けている調整池も撤去の上還元された山林などは、ゲリラ豪雨や大型台風などにより大規模な土砂崩れの可能性も否定できない。</p> <p>採取業者は許可申請の際、跡地の整備計画を提出しているが、当時の整備計画では万全とは言えない。大久保・中村下地区に新たに砂利採取が始まる古怒田地区も含めた総合的な整備計画が必要となる。</p> <p>農用地の集団化、太陽光発電設置も可能な山林の形状、そのための調整池や道水路計画等、土地改良事業と同様の換地設計が必須である。</p> <p>既に一部の跡地が返還されている中、形骸化している砂利採取地対策協議会の機能を駆使し、今すぐにも行政が先頭に立って取り組まなければ後世に禍根を残すことになる。</p> <p>町長の本気度をお聞かせ願いたい。</p>	
<p><b>【町長答】</b></p>	
<p>本町の砂利採取事業は昭和39年以降から始まり、生産された骨材は多くの公共事業に使用されましたが、現在</p>	

は公共事業の減少などにより生産量も大幅に減少し、区域の縁辺部においては、復元作業も終了している箇所も見られる状況となっております。

町では、砂利採取跡地の有効かつ効果的な復元を目的に協議会を設立し、今後の復元作業を進めていくにあたっての方向性を検討しているところですが、砂利採取認可の許可条件もあり、安易に土地利用ができないのが実情です。

認可申請には、掘削後の跡地整備計画も付されていますが、3年ごとに事業認可の更新が行われているため、採取事業後の土地の形状が見えない状況となっております。

しかしながら私も、跡地利用の重要性は十分認識しておりますので、関係者並びに関係機関と協議していきたいと考えております。

つきましては、早い時期に砂利採取業者との調整を行い、行政が主体となって関係者と協議し、将来の土地利用構想に取り組んでまいりますのでご理解願います。

**【問】 8 町民を支える町道を**

**1番 石渡 正次**

町道とは一般交通の用に供する道路で、町議会の認定を経て町長が確定したものである。そして、町道の管理は、町長が行うとされています。町道は県道や国道の隙間を埋める道路で、住民相互に交流を助け、一人ひとりに便利さとゆとりを提供する大変重要な役割を担っていると云えます。また、周囲の市町村との関係を深め、それぞれの文化や歴史を知るための大切な導線になっていることも言うまでもありません。従って、その重要な役割を果たすためには、利用する人に優しい道であること（人が歩きやすい、舗装されていて車が走りやすい、町民の要望が配慮されている等）、安全に利用できる道であること（見通しが良い、標識等が分かり易い、歩道や横断歩道が整備されている等）、周囲の住民に環境面で配慮した道であること（大型車両が通っても振動がない等）が大切です。

それでは、中井町の町道はどうだろうか。質問します。

- 1、利用する人に優しい道を維持するために尽力していることは。
- 2、安全に利用できる道を維持していくために尽力していることは。
- 3、周囲の住民に環境面で配慮した道を維持していくために尽力していることは。

**【町長答】**

道路は、誰でもいつでも安全で円滑に通行することができる日常生活に不可欠なものであり、多くの方が使用する公共施設であると共に、高規格道路への交通ネットワークが重要であると認識しております。

1点目につきましては、現在、町では、「人にやさしいまちづくり事業」として、歩道の段差解消や側溝蓋、車止めの改修を継続的に実施しており、歩行者の通行に配慮した道路環境の整備を進めています。

また、日常の道路パトロールの中で、舗装の損傷状況を確認するなど、定期的な点検と計画的な補修を実施し、利用者の目線に立った道路維持に努めております。

2点目につきましては、多くの人々が利用する道路は、安全で円滑な交通の確保が重要と認識しており、見通しの悪いカーブや交差点には、カーブミラー等の付属物の設置や道路へはみ出した草、樹木の撤去など、地域からの要望も含め対応しております。

また、歩行者の安全確保のための歩道整備を推進しており、用地の確保が難しい路線においては、簡易的な歩道整備としてグリーンベルトの設置や、関係機関へ横断歩道等の設置要望を行っております。

3点目につきましては、大型車が頻繁に通行する幹線道路は、平成26年11月に策定した舗装補修計画に基づき、路面性状点検結果を踏まえ、適正な維持管理により安全性、優先度を考慮し計画的に補修工事を進めております。

いずれにいたしましても、道路管理者として安全性・利便性に配慮した生活道路の整備や道路施設の現況把握による計画的な補修・改修など、適切な維持管理に取り組んでまいりますのでご理解願います。